

事 務 連 絡
令和 4 年 4 月 13 日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて連絡したのでお知らせします。

事務連絡
令和4年4月13日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」の一部改正について

今般、歯科用貴金属材料の材料価格改定を行い、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成20年厚生労働省告示第61号）のVIに規定する特定保険医療材料の算定について、関連する通知を下記のとおり改正し、令和4年5月1日から適用する予定であるので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」（令和4年3月4日保医発0304第10号）の別紙1を次のように改正する。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- イ 大白歯 77 点
- ロ 小白歯・前歯 48 点

(2) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

(2) その他の場合

- イ 大白歯 33 点
- ロ 小白歯・前歯 21 点

(ファイバーポスト)

- 1 本につき 61 点

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 17 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 4 点

2 仮着 (1 歯につき) 4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 17 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 又は歯科充填用即時硬化レジン 4 点

M009 充填（1窩洞につき）

1 歯科充填用材料 I

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 11点
 - ロ 複雑なもの 29点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 8点
 - b 複雑なもの 22点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 9点
 - b 複雑なもの 23点

2 歯科充填用材料 II

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 4点
 - ロ 複雑なもの 11点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 3点
 - b 複雑なもの 8点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 6点
 - b 複雑なもの 17点

M010 金属歯冠修復（1個につき）

1 14カラット金合金

- (1) インレー
 - 複雑なもの 964点
- (2) 4分の3冠 1,205点

2 金銀パラジウム合金（金12%以上）

- (1) 大白歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 410点
 - b 複雑なもの 759点
 - ロ 5分の4冠 955点
 - ハ 全部金属冠 1,201点
- (2) 小白歯・前歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 279点
 - b 複雑なもの 555点
 - ロ 4分の3冠 686点
 - ハ 5分の4冠 686点
 - ニ 全部金属冠 860点

3 銀合金

- (1) 大白歯
 - イ インレー

a	単純なもの	22 点
b	複雑なもの	38 点
ロ	5分の4冠	50 点
ハ	全部金属冠	61 点
(2)	小白歯・前歯・乳歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	14 点
b	複雑なもの	29 点
ロ	4分の3冠（乳歯を除く。）	35 点
ハ	5分の4冠（乳歯を除く。）	35 点
ニ	全部金属冠	45 点
M010-2	チタン冠（1歯につき）	66 点
M010-3	接着冠（1歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1)	前歯	686 点
(2)	小白歯	686 点
(3)	大白歯	955 点
2	銀合金	
(1)	前歯	35 点
(2)	小白歯	35 点
(3)	大白歯	50 点
M010-4	根面被覆（1歯につき）	
1	根面板によるもの	
(1)	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
イ	大白歯	410 点
ロ	小白歯・前歯	279 点
(2)	銀合金	
イ	大白歯	22 点
ロ	小白歯・前歯	14 点
2	レジン充填によるもの	
(1)	複合レジン系	11 点
(2)	ガラスアイオノマー系	
イ	標準型	8 点
ロ	自動練和型	9 点
M011	レジン前装金属冠（1歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合	1,071 点
2	銀合金を用いた場合	99 点
M011-2	レジン前装チタン冠	66 点
M015	非金属歯冠修復（1歯につき）	
1	レジンインレー	
(1)	単純なもの	29 点
(2)	複雑なもの	40 点
2	硬質レジンジャケット冠	
(1)	歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2)	歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD/CAM冠（1歯につき）

1 前歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅳ） 438点

2 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 188点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 181点

3 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 350点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

M015-3 CAD/CAMインレー（1歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 188点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 181点

2 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 350点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1歯につき）

1 乳歯金属冠 30点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

1歯につき 2点

M016-3 既製金属冠（1歯につき）

29点

M017 ポンティック（1歯につき）

1 鑄造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）

イ 大臼歯 1,383点

ロ 小臼歯 1,042点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯 49点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合

イ 前歯 831点

ロ 小臼歯 1,042点

ハ 大臼歯 1,383点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯 63点

ロ 小臼歯 63点

ハ 大臼歯 63点

M017-2 高強度硬質レジnbrリッジ（1装置につき）

1,629点

M018 有床義歯

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

1 局部義歯（1床につき）

(1) 1 歯から 4 歯まで	2 点
(2) 5 歯から 8 歯まで	3 点
(3) 9 歯から 11 歯まで	5 点
(4) 12 歯から 14 歯まで	7 点
2 総義歯 (1 顎につき)	10 点
M019 熱可塑性樹脂有床義歯 (1 床につき)	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
熱可塑性樹脂有床義歯 (1 床につき)	37 点
M020 鑄造鉤 (1 個につき)	
1 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	1,249 点
ロ 犬歯・小白歯	1,016 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大白歯	1,016 点
ロ 犬歯・小白歯	780 点
ハ 前歯 (切歯)	601 点
2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	1,106 点
ロ 犬歯・小白歯	865 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大白歯	759 点
ロ 犬歯・小白歯	660 点
ハ 前歯 (切歯)	612 点
3 鑄造用コバルトクロム合金	5 点
M021 線鉤 (1 個につき)	
1 不銹鋼及び特殊鋼	7 点
2 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	599 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	463 点
M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	306 点
(2) 犬歯・小白歯	330 点
(3) 大白歯	380 点
2 鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	38 点
(2) 犬歯・小白歯	38 点
(3) 大白歯	38 点
M021-3 磁性アタッチメント (1 個につき)	
1 磁石構造体	777 点
2 キーパー付き根面板	
(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))	

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ 大臼歯	759 点
ロ 小臼歯・前歯	555 点

(2) 銀合金

イ 大臼歯	38 点
ロ 小臼歯・前歯	29 点

(キーパー)

1 個につき	233 点
--------	-------

M023 バー（1 個につき）

1 鋳造バー

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	1,773 点
(2) 鋳造用コバルトクロム合金	18 点

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼	30 点
----------	------

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合（1 顎につき）

1 シリコン系	166 点
2 アクリル系	100 点

(参考：新旧対照表)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」
（令和4年3月4日保医発 0304 第10号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>77 点</u> ロ 小白歯・前歯 <u>48 点</u> (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>964 点</u> (2) 4分の3冠 <u>1,205 点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>410 点</u> b 複雑なもの <u>759 点</u>	(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 76 点 ロ 小白歯・前歯 47 点 (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの 898 点 (2) 4分の3冠 1,123 点 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの 379 点 b 複雑なもの 700 点

ロ 5分の4冠	<u>955点</u>	ロ 5分の4冠	881点
ハ 全部金属冠	<u>1,201点</u>	ハ 全部金属冠	1,108点
(2) 小臼歯・前歯		(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>279点</u>	a 単純なもの	258点
b 複雑なもの	<u>555点</u>	b 複雑なもの	512点
ロ 4分の3冠	<u>686点</u>	ロ 4分の3冠	633点
ハ 5分の4冠	<u>686点</u>	ハ 5分の4冠	633点
ニ 全部金属冠	<u>860点</u>	ニ 全部金属冠	794点
3 銀合金		3 銀合金	
(1) 大臼歯		(1) 大臼歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	22点	a 単純なもの	22点
b 複雑なもの	38点	b 複雑なもの	38点
ロ 5分の4冠	<u>50点</u>	ロ 5分の4冠	49点
ハ 全部金属冠	61点	ハ 全部金属冠	61点
(2) 小臼歯・前歯・乳歯		(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	14点	a 単純なもの	14点
b 複雑なもの	<u>29点</u>	b 複雑なもの	28点
ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	35点	ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	35点
ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	35点	ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	35点
ニ 全部金属冠	<u>45点</u>	ニ 全部金属冠	44点
M010-2 (略)		M010-2 (略)	
M010-3 接着冠(1歯につき)		M010-3 接着冠(1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)		1 金銀パラジウム合金(金12%以上)	
(1) 前歯	<u>686点</u>	(1) 前歯	633点
(2) 小臼歯	<u>686点</u>	(2) 小臼歯	633点

(3) 大白歯	955 点	(3) 大白歯	881 点
2 銀合金		2 銀合金	
(1) 前歯	35 点	(1) 前歯	35 点
(2) 小白歯	35 点	(2) 小白歯	35 点
(3) 大白歯	50 点	(3) 大白歯	49 点
M010-4 根面被覆 (1 歯につき)		M010-4 根面被覆 (1 歯につき)	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大白歯	410 点	イ 大白歯	379 点
ロ 小白歯・前歯	279 点	ロ 小白歯・前歯	258 点
(2) (略)		(2) (略)	
2 (略)		2 (略)	
M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)		M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	1,071 点	1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	988 点
2 銀合金を用いた場合	99 点	2 銀合金を用いた場合	98 点
M011-2~M016-3 (略)		M011-2~M016-3 (略)	
M017 ポンティック (1 歯につき)		M017 ポンティック (1 歯につき)	
1 鑄造ポンティック		1 鑄造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大白歯	1,383 点	イ 大白歯	1,276 点
ロ 小白歯	1,042 点	ロ 小白歯	961 点
(2) (略)		(2) (略)	
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	
イ 前歯	831 点	イ 前歯	767 点
ロ 小白歯	1,042 点	ロ 小白歯	961 点
ハ 大白歯	1,383 点	ハ 大白歯	1,276 点
(2) 銀合金を用いた場合		(2) 銀合金を用いた場合	
イ 前歯	63 点	イ 前歯	62 点

ロ 小白歯	<u>63 点</u>	ロ 小白歯	62 点
ハ 大白歯	<u>63 点</u>	ハ 大白歯	62 点
M017-2～M019 (略)		M017-2～M019 (略)	
M020 鑄造鉤 (1個につき)		M020 鑄造鉤 (1個につき)	
1 14カラット金合金		1 14カラット金合金	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	<u>1,249 点</u>	イ 大・小白歯	1,163 点
ロ 犬歯・小白歯	<u>1,016 点</u>	ロ 犬歯・小白歯	946 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大白歯	<u>1,016 点</u>	イ 大白歯	946 点
ロ 犬歯・小白歯	<u>780 点</u>	ロ 犬歯・小白歯	727 点
ハ 前歯 (切歯)	<u>601 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	560 点
2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	<u>1,106 点</u>	イ 大・小白歯	1,020 点
ロ 犬歯・小白歯	<u>865 点</u>	ロ 犬歯・小白歯	798 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大白歯	<u>759 点</u>	イ 大白歯	700 点
ロ 犬歯・小白歯	<u>660 点</u>	ロ 犬歯・小白歯	609 点
ハ 前歯 (切歯)	<u>612 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	565 点
3 (略)		3 (略)	
M021 線鉤 (1個につき)		M021 線鉤 (1個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 14カラット金合金		2 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	<u>599 点</u>	(1) 双子鉤	559 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>463 点</u>	(2) 二腕鉤 (レストつき)	432 点
M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき)		M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき)	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合		1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	

(1) 前歯	306 点	(1) 前歯	282 点
(2) 犬歯・小白歯	330 点	(2) 犬歯・小白歯	305 点
(3) 大白歯	380 点	(3) 大白歯	350 点
2 (略)		2 (略)	
M021-3 磁性アタッチメント (1 個につき)		M021-3 磁性アタッチメント (1 個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 キーパー付き根面板		2 キーパー付き根面板	
(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))		(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))	
キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。		キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大白歯	759 点	イ 大白歯	700 点
ロ 小白歯・前歯	555 点	ロ 小白歯・前歯	512 点
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
イ 大白歯	38 点	イ 大白歯	38 点
ロ 小白歯・前歯	29 点	ロ 小白歯・前歯	28 点
(キーパー)		(キーパー)	
1 個につき	233 点	1 個につき	233 点
M023 バー (1 個につき)		M023 バー (1 個につき)	
1 鋳造バー		1 鋳造バー	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	1,773 点	(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	1,636 点
(2) (略)		(2) (略)	
2 (略)		2 (略)	
M030 (略)		M030 (略)	